

# 通信制高等学校の現状と文部科学省の取組について

令和6年12月2日（月）

令和6年度通信制高校の内容把握および指導・監督・助言に関する研修会

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付振興係

専門職 永井 領児

## **本日の内容**

- 1. 通信制高等学校の現状について**
- 2. 文部科学省の取組について**
- 3. 令和7年度概算要求について**

# 1. 通信制高等学校の現状について

# 高等学校の学校数（令和6年度）

- 高等学校の学校数（令和6年度）について、全日制高校は4,600校（全体の83.4%）、定時制高校は613校（全体の11.1%）、通信制高校は303校（全体の5.5%）。

（全日制・定時制課程）

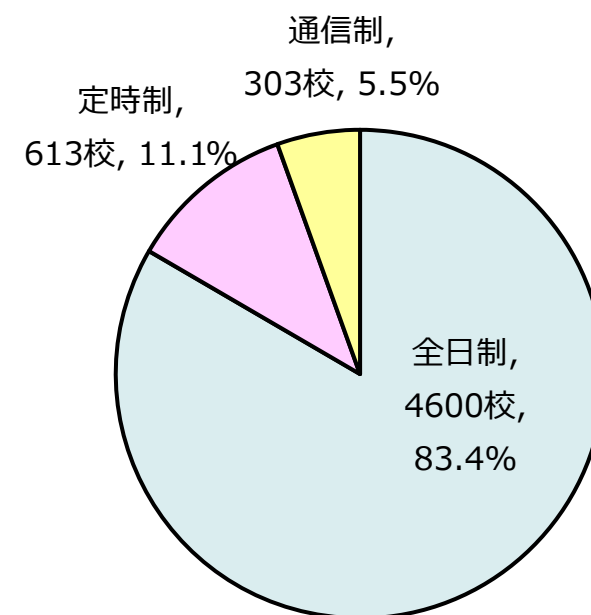
（校）

	国立	公立	私立	総数
全日制	15	2,851	1,295	4,161
定時制	—	170	4	174
全定併置	—	417	22	439
総計	15	3,438	1,321	4,774

（通信制課程）

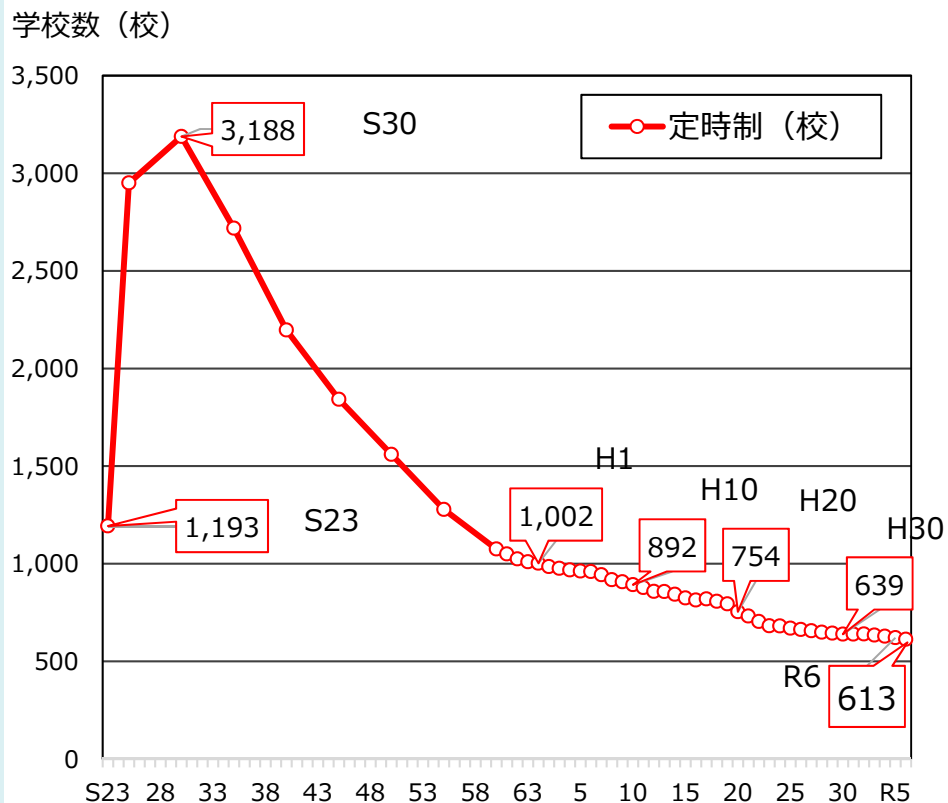
（校）

	国立	公立	私立	総数
独立校	—	6	130	136
併置校	—	73	94	167
総計	—	79	224	303

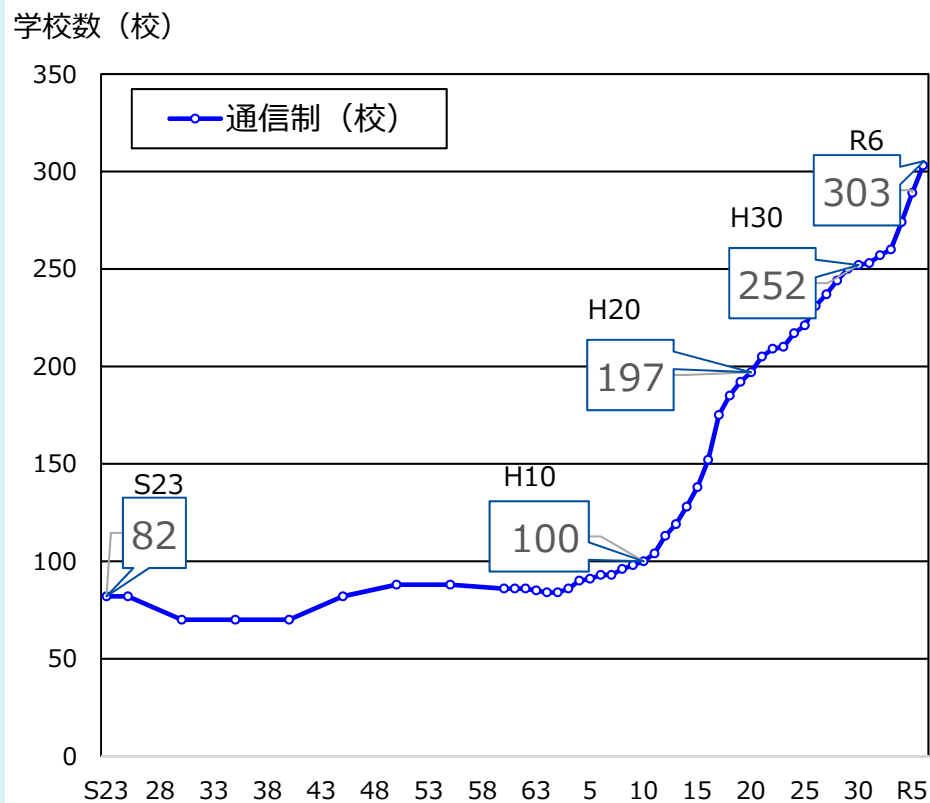


# 高等学校の学校数（定時制・通信制課程の推移）

## 定時制課程を置く学校数の推移



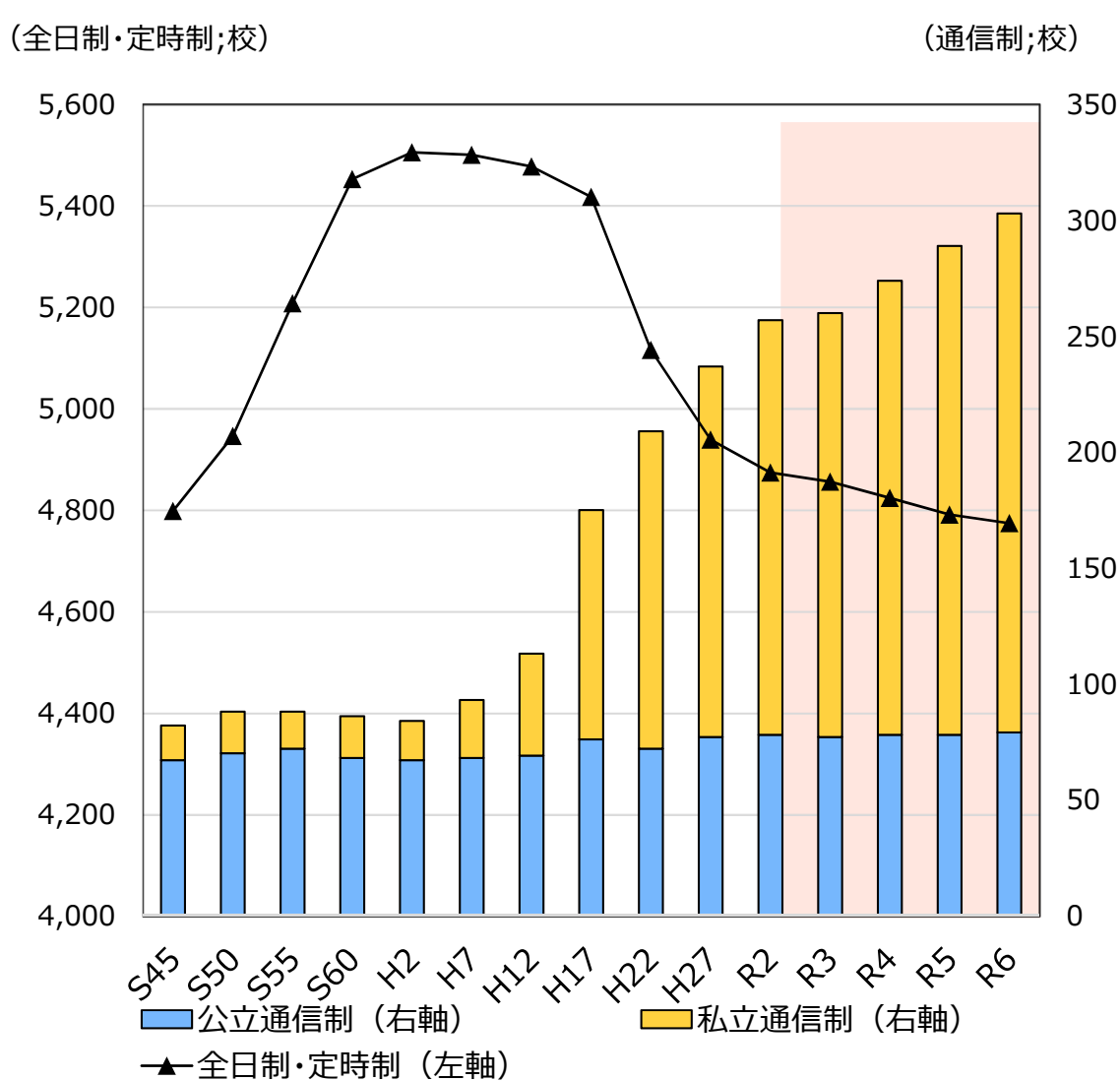
## 通信制課程を置く学校数の推移



# 通信制高等学校の学校数（公私別推移）

- 高等学校の学校数の推移について、近年、全日制・定時制課程を置く高等学校の校数は全体として減少傾向にあるが、**通信制課程を置く高等学校の校数は全体として増加傾向**にある。
- 公私別で見れば、公立通信制の校数はわずかに増加している一方で、**私立通信制の校数は大きく増加**している。

	全日 定時	通信		計
		公立	私立	
S45	4,798	67	15	82
S50	4,946	70	18	88
S55	5,208	72	16	88
S60	5,453	68	18	86
H2	5,506	67	17	84
H7	5,501	68	25	93
H12	5,478	69	44	113
H17	5,418	76	99	175
H22	5,116	72	137	209
H27	4,939	77	160	237
R2	4,874	78	179	257
R3	4,856	77	183	260
R4	4,824	78	196	274
R5	4,791	78	211	289
R6	4,774	79	224	303



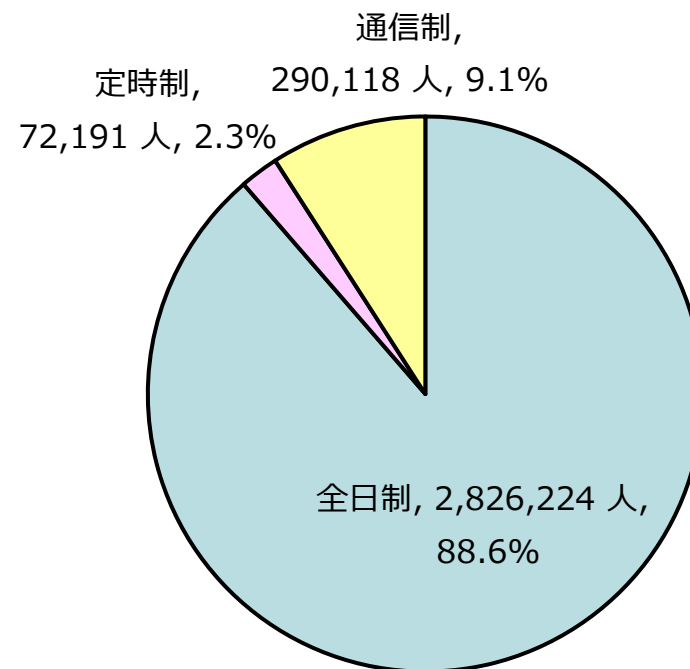
# 高等学校の生徒数（令和6年度）

○ 高等学校の生徒数（令和6年度）について、全日制高校は2,826,224人（全体の88.6%）、定時制高校は72,191人（全体の2.3%）、通信制高校は290,118人（全体の9.1%）。

(人)

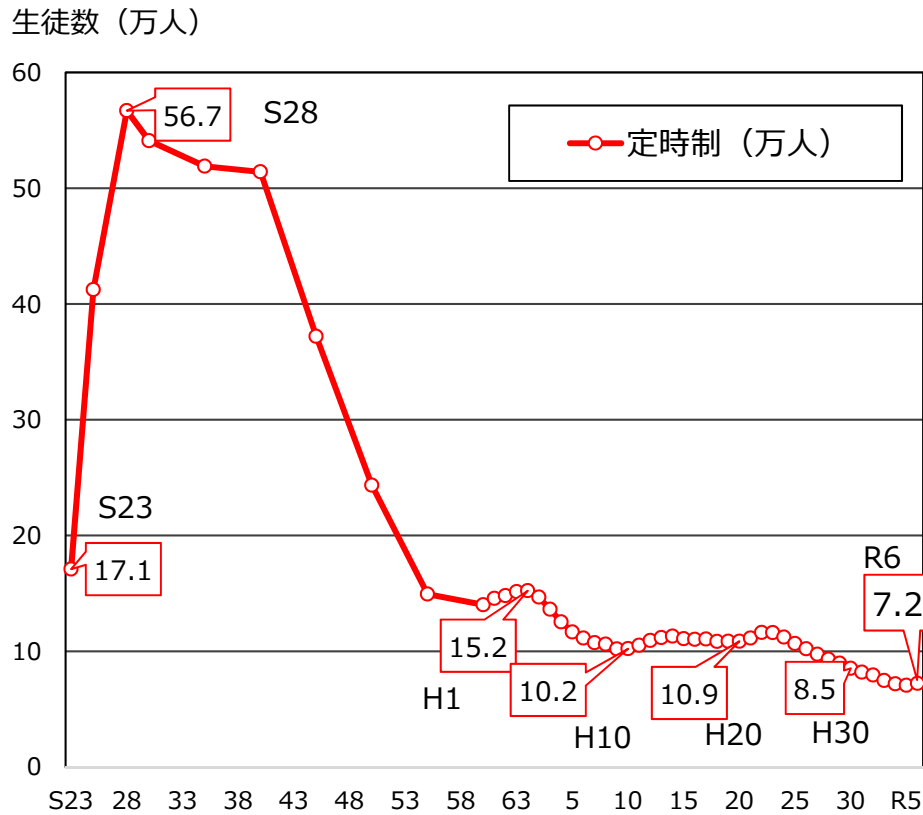
	国立	公立	私立	総数
全日制	8,036	1,818,127	1,000,061	2,826,224
定時制	—	69,871	2,320	72,191
通信制	—	60,333	229,785	290,118
総計	8,036	1,948,331	1,232,116	3,188,533

※専攻科・別科に属する生徒数を含む。

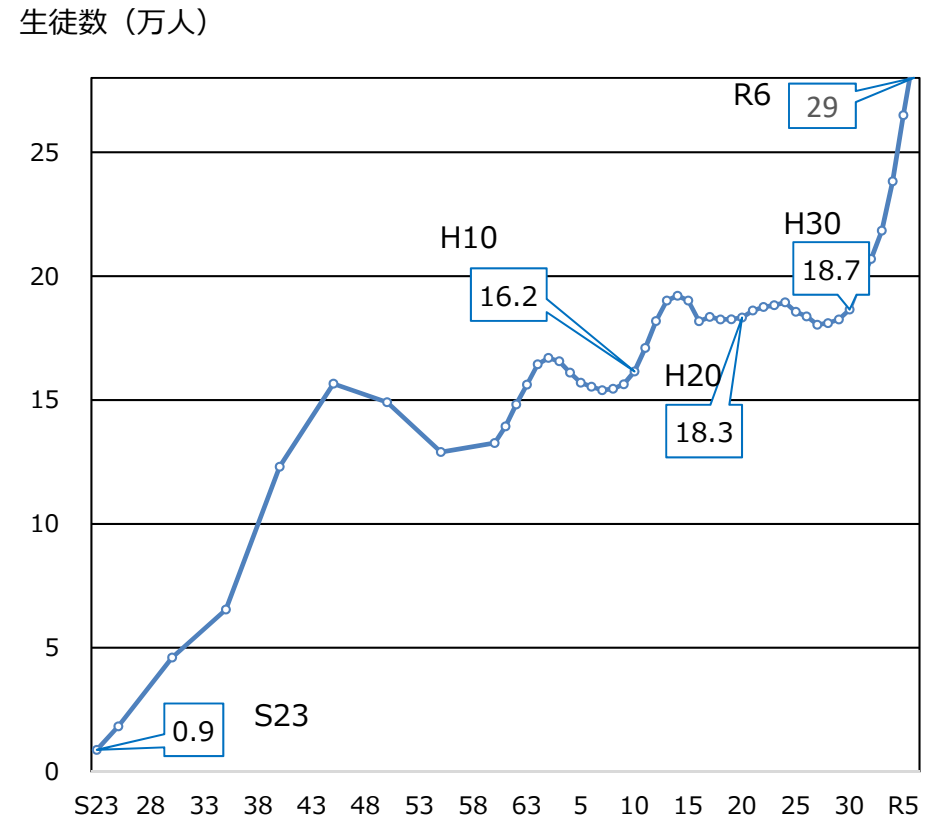


# 高等学校の生徒数（定時制・通信制課程の推移）

## 定時制課程の生徒数の推移



## 通信制課程の生徒数の推移

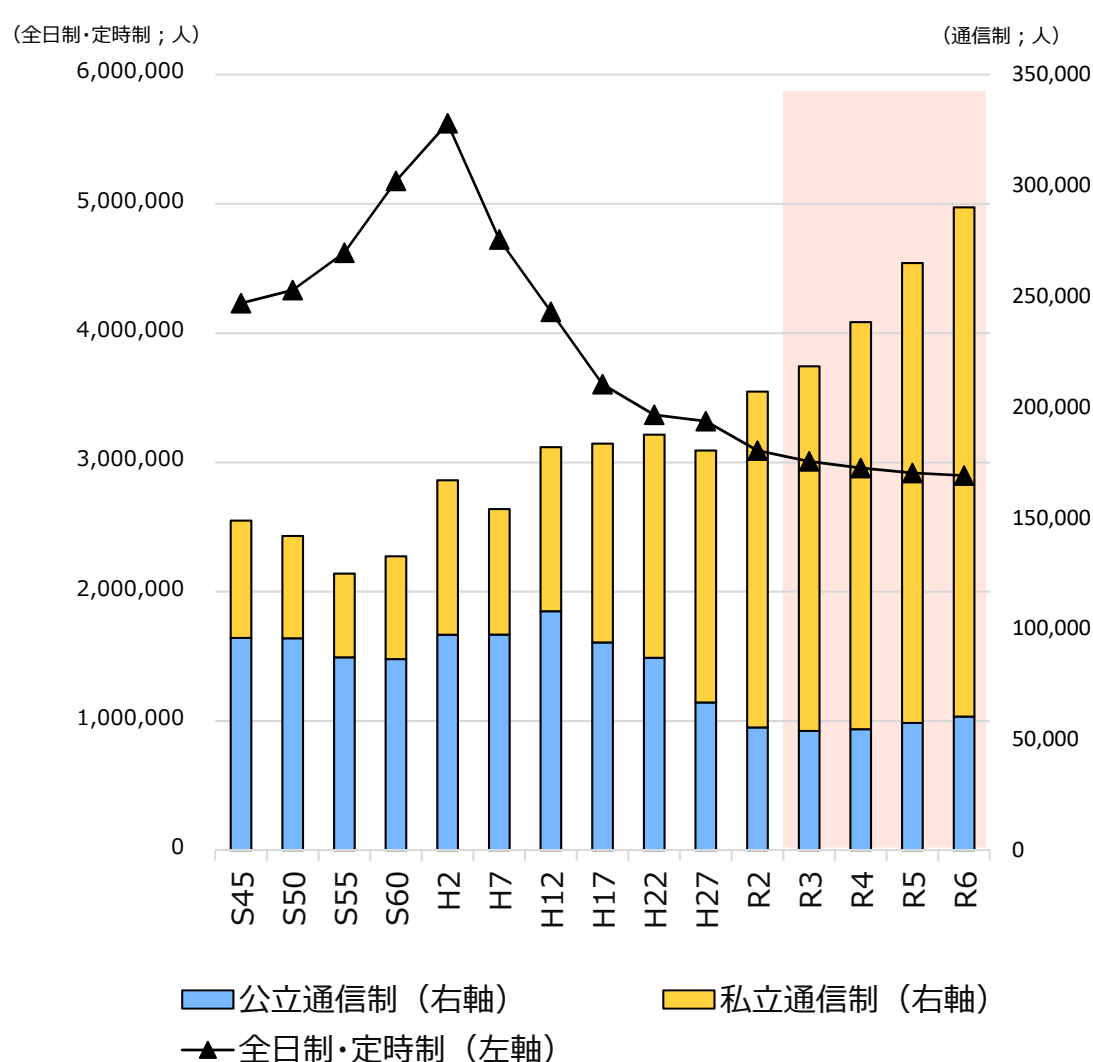




# 通信制高等学校の生徒数（公私別推移）

- 高等学校の生徒数の推移について、近年、全日制・定時制課程の生徒数は全体として減少傾向にあるが、通信制課程の生徒数は全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、私立通信制の生徒数が大きく増加している。（平成12年からの約20年間で、私立の生徒数は約3倍に増加）

	全日 定時	通信		
		公立	私立	計
S45	4,231,542	95,848	52,900	148,748
S50	4,333,079	95,674	46,125	141,799
S55	4,621,930	87,104	37,766	124,870
S60	5,177,681	86,282	46,362	132,644
H2	5,623,336	97,271	69,715	166,986
H7	4,724,945	97,330	56,653	153,983
H12	4,165,434	107,854	74,023	181,877
H17	3,605,242	93,770	89,748	183,518
H22	3,368,693	86,843	100,695	187,538
H27	3,319,114	66,702	113,691	180,393
R2	3,092,064	55,427	151,521	206,948
R3	3,008,172	53,880	164,509	218,389
R4	2,956,900	54,621	183,646	238,267
R5	2,918,501	57,437	207,537	264,974
R6	2,898,415	60,333	229,785	290,118

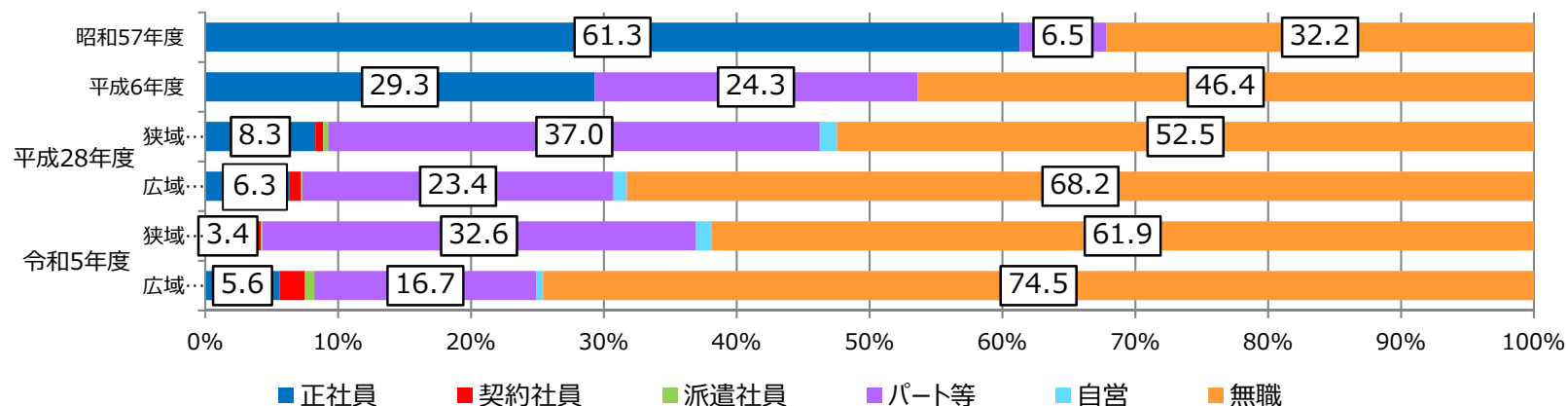


(※ 1) 全日制・定時制課程の生徒数には、専攻科・別科に属する生徒数を含む。  
 (※ 2) 通信制課程の生徒数には、他からの併修者の数は含まれていない。

# 通信制高等学校に在籍する生徒の就業状況及び実態等

- 通信制高等学校の在籍生徒に占める就業者の割合が減少する一方で、小・中学校及び前籍校において不登校経験を有する生徒の割合が最も多く、生徒の実態が変容している状況にある。

## 通信制高等学校に在籍する生徒の就業状況の変化



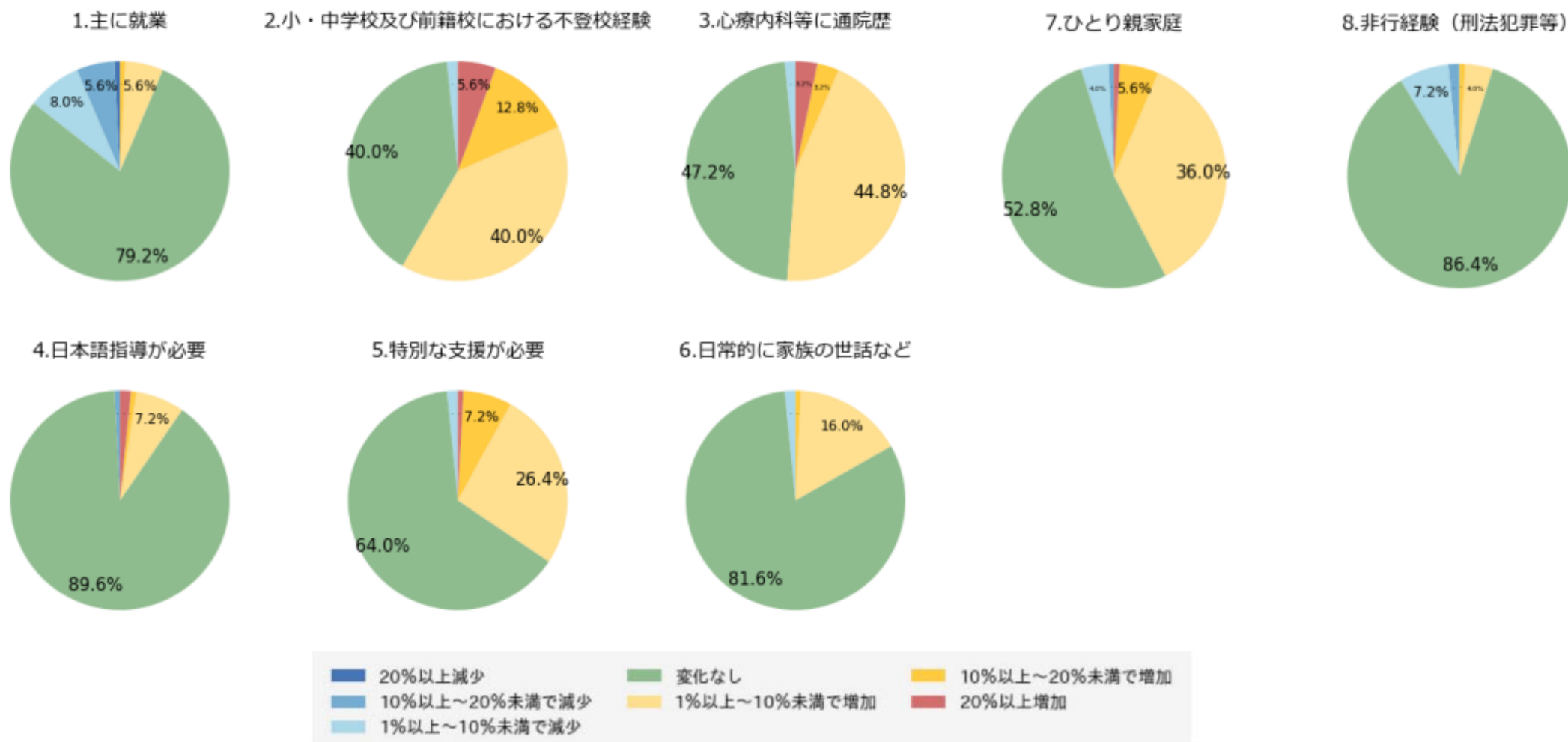
## 通信制高等学校に在籍する生徒の実態等

	狭域通信制	広域通信制 (※)
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	65.6%	64.2%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	1.0%	0.6%
ひとり親家庭の生徒	28.2%	29.9%
特別な支援を必要とする生徒	7.9%	8.1%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	1.2%	0.6%
心療内科等に通院歴のある生徒	21.1%	21.4%

(※) 広域通信制とは3以上の都道府県において生徒募集を行うものを指す。

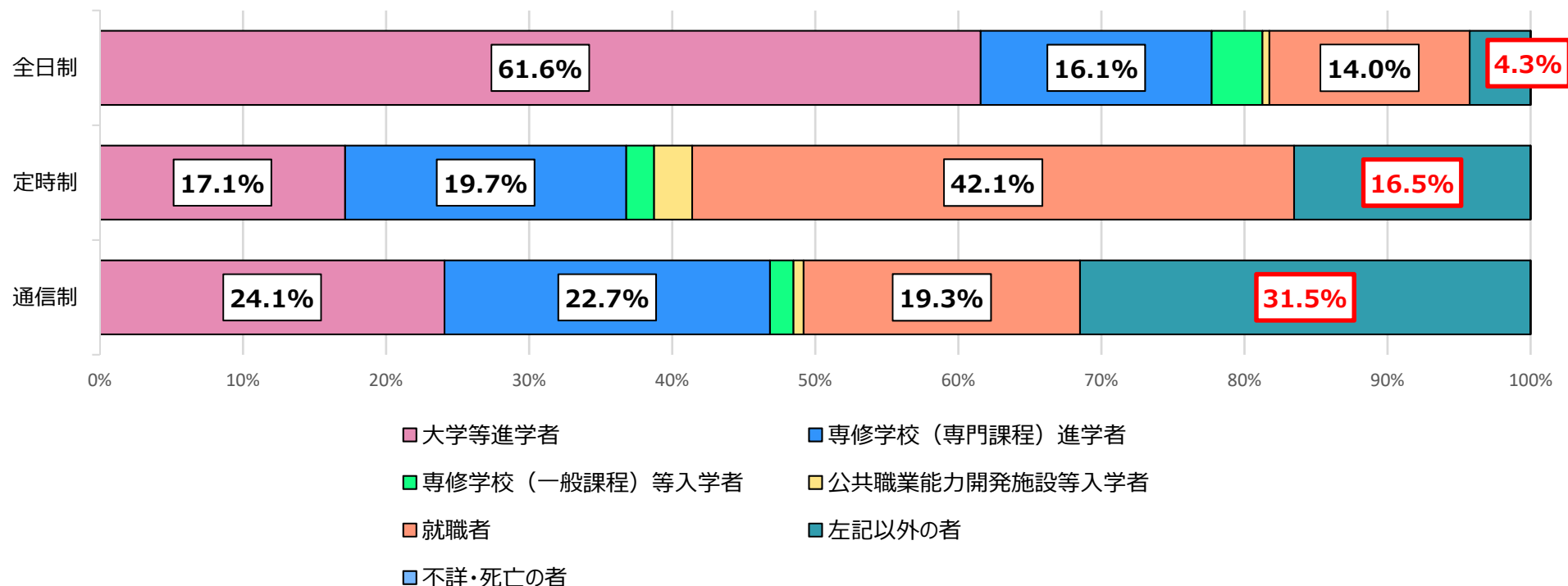
# 通信制高等学校に在籍する生徒の就業状況及び実態等の変化

○ 令和元年度に比べ、「小・中学校及び前籍校における不登校経験」がある生徒について増加しているとする回答が58.4%。次いで「心療内科等に通院歴」のある生徒が増加しているとする回答が合計51.2%。一方、「就業のために空いた時間で学びたい生徒」が減少したとする回答が14.4%。



# 高等学校（課程別）の卒業後の状況（令和4年度間）

○ 高等学校の卒業後の状況について、令和5年5月1日現在、令和4年度間に卒業した者のうち、全日制課程では大学等進学者が61.6%、定時制課程では就職者が42.1%で最多にある一方で、通信制課程では進路未決定者等が31.5%で最多を占めている。



- (※ 1) 大学等進学者とは、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
- (※ 2) 専修学校（専門課程）進学者とは、専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
- (※ 3) 専修学校（一般課程）等入学者とは、専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。なお、各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限る。
- (※ 4) 公共職業能力開発施設等入学者とは、公共職業能力開発施設等（看護師学校養成所、海技大学校及び水産大学校など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関含む）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。
- (※ 5) 就職者とは、上記の※ 1～4以外で就職した者の数を示す。なお、就職とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいう。
- (※ 6) 左記以外の者とは、家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者、上記の※ 1～5に該当しない者で進路が未定であることが明らかなる者を示す。
- (※ 7) 不詳・死亡の者とは、卒業者のうち、上記の※ 1～6のいずれかに該当するか不明の者、その年の5月1日までに死亡した者を示す。

# 進路未決定者の要因

内容	詳細
受験や就職への準備等	<ul style="list-style-type: none"><li>・選考結果不採用による受験準備(浪人)や就職準備、留年。</li><li>・希望する大学が不合格になり、進路を決められないまま卒業を迎えた。</li></ul>
高校卒業資格が目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・前籍校での不登校や心身の状態により、高校卒業を目標としているため。</li><li>・高校卒業を成し遂げることが精一杯のため。</li><li>・卒業してからゆっくり考えたいため(躓きを経験しているの、慎重な生徒が多い。)</li></ul>
進学や就職を希望しない	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>正社員ではなくアルバイト(フリーター)の継続を希望した。</u></li><li>・進学や就職を、本人・保護者ともに希望しなかった。</li></ul>
進路が不明確	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>学習センター(サポート校)を含む学校への登校が少なく、十分な進路指導やキャリア教育ができなかった。</u></li><li>・進学、就職の意思はあるが、<u>具体的に行動に出ることができなかった。</u></li><li>・進路指導で本人の目標が定まらなかった。卒業後進路指導を継続し決まった者もいる。</li><li>・本人の進路希望とのずれや進路を本気で考えるタイミングが遅れた。</li></ul>
自立や社会参加途上	<ul style="list-style-type: none"><li>・アルバイト等で経験を積んでから進路を選択しようとしている。</li><li>・<u>就労移行支援施設や生活介護施設に入所し、その後就職するとした。</u></li><li>・就職を決断することに躊躇し、卒業時点で決断することができなかった。</li><li>・<u>小中学校での不登校や持病のため、高校卒業時に社会に出るのにはまだ困難であった。</u></li><li>・これまでの小中学校や前籍高校において、深い傷つきを心に負った生徒や、長期の引きこもり傾向があった場合など、回復期間として高校3年間が必要な場合がある。卒業後は心理的なサポートを中心に、自立にむけた社会参加に通じる援助を行う必要がある。</li></ul>
心身の問題や精神疾患、学習障害などの影響	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>体調不良や対人関係、精神疾患、学習障害があるため、進路に対しての活動ができない。</u></li><li>・外出への抵抗や発達障害のため家庭から出られない、<u>大学・専門学校等に登校が困難なため。</u></li></ul>
家庭の事情や経済的理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>経済的理由や家庭の事情等で進学を断念し、アルバイトを続けるため。</u></li><li>・卒業後、家事、子育てに専念するため。</li></ul>



# 進路指導上の工夫

内容	詳細
受験や就職への準備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人1人に対する具体的な指導（小論文添削、面接練習など）。</li> <li>・卒業後も希望があれば進路相談や指導を行っている。</li> <li>・進学希望者には、進学講演会や進路情報の提供。就職希望者には、ハローワーク職員による指導。</li> <li>・就職希望者向けにはアルバイトと正社員の違いについて解説し、学校紹介求人での就職に挑戦するよう促している。就職を希望しているが、対人関係等に自信を持ってない生徒に対しては若者サポートステーションと連携し、専門機関との接続の機会を設けたり、自己肯定感や自己決定力を高めるセミナーを開催したりして啓発を図っている。</li> <li>・生徒理解研修等を通して職員間で共通理解を図り、個の状況に応じた指導ができる体制作りに努めている。</li> </ul>
高校卒業資格が目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まずはしっかり高校卒業ができるように学習支援や生活支援を行う。</li> <li>・卒業後に就職支援をしてくれる団体等を周知する。</li> <li>・高校卒業を目標とする生徒にも進路授業を受講させ、体調回復後に進路行動ができるようにする。</li> <li>・1年次から進路ガイダンスを実施し、進級卒業を目指すのと同様並行で進路について生徒自身に考えさせる。また、生徒と職員との面談を1.5ヶ月に1回以上を実施し、保護者との連携も強化等。</li> </ul>
進学や就職希望なし、進路が不明確	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「総合的な探究の時間」や特別活動での企業見学、社会人基礎力講座を実施。</li> <li>・定期的な進路説明会、進学説明会、就職説明会を実施。企業を招いての企業説明会、大学・短大・専門学校を招いての入試広報から直接話を聞く等、様々な意識付けをする機会を設けている。</li> <li>・年に複数回二者・三者面談を実施し、進路実現に向けてサポートを実施。</li> <li>・進路情報エージェントを活用した進路指導や、地域を学校と捉えたコミュニティ教育等、三者教育の実施。</li> <li>・就職に不安を抱える生徒には、サポートステーションやハローワーク等の支援につなげるようにしている。</li> <li>・進路決定のために、体験講座を開設。・インターンシップ等を進めている。</li> </ul>
自立や社会参加途上、心身の問題や精神疾患、学習障害などの影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルバイト等なるべく短時間の労働で慣らしながら徐々に適応できるようにしていく。</li> <li>・ソーシャルスキルトレーニングの講座やスクールソーシャルワーカーとの面談。</li> </ul>
心身の問題や精神疾患、学習障害などの影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒一人一人に担任のほか、心理士と相談員を配置し進路指導を行っている。就労移行支援施設と密に連携している。</li> <li>・保護者・医療機関との連携、関係者とのケース会議、本人の意思尊重、必要と思われる情報提供と進路相談。</li> <li>・一般就労が難しい生徒は、専門機関とも連携し福祉的就労につなげる工夫をしている。</li> <li>・保護者と面談、また自治体の医療・福祉関係者と連携し、自立に向けた取組みをしている。</li> </ul>
家庭の事情や経済的理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的理由の場合は、日本学生支援機構の活用、国の教育ローンの活用を案内。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任との個人面談を週1回行い、人間関係と信頼関係の構築を目指し、生徒にとっての心の居場所や、話を聞いてくれて一緒に考えてくれる人がいるということを心の安心材料として提供。</li> <li>・育児等専念できる環境を整えながら進路の相談に応じる。</li> </ul>

▶ 学びのミスマッチをなるべく減らすため、養護教諭と特別支援コーディネーター中心となって、入学前から、生徒の今ある状況を詳細に把握し、学校全体で情報共有し生徒を支援するための検討を行っている。養護教諭が会計年度任用職員となり長期間関わっていることが生徒の学びの継続や校内の情報共有に良い影響を与えている。

### 学校の特徴や校内体制の工夫

#### ○学校の特徴

- ・宮城県唯一の公立通信制高校であり、県内全域から通学している。
- ・1000人程度の生徒が科目登録。
- ・中学校からすぐに入学する生徒は半数を超え、増加傾向。

#### ○多様な背景を持つ生徒を支援するための校内体制とその工夫

- ・養護教諭1名、スクールカウンセラー1名、スクールソーシャルワーカー1名、特別支援教育コーディネーター2名、学習支援員8名、進路アドバイザー1名。養護教諭はスクールカウンセラーと、特別支援教育コーディネーターはスクールソーシャルワーカーとの連絡を担当。
- ・養護教諭1名は、県の本務教員が会計年度任用職員での常勤講師として、同じ方が継続して生徒を見れるようにしている。
- ・校内で特別支援教育委員会を年16回、情報共有の会を年4回実施。

#### ○入学前から、生徒に関する状況を把握

- ・入学前に前籍校から時間をかけて情報収集を行う。学校以外に行政など外部の学習支援と繋がっているケースも多く、外部と連携しサポートする体制をつくる。
- ・入試志願書類の他、入学後に中学校から送られる指導要録や個別情報、市の情報共有のためのシートなどについて、校内ですみやかに共有し、必要に応じて、養護教諭と特別支援教育コーディネーターが中心となり個別にアプローチする。

### 学びの継続や進路指導上の工夫

#### ○前籍校での不登校経験のある生徒

- ・不登校の度合いや支援有無、既に支援している方に、生徒にあった学習の手立てを聞き、校内で共有する。
- ・小学校から不登校のため、中学校からの情報が得られない場合は、生徒が志望理由書で書いた字やペンの持ち方等から、レポートが難しいと思われる際は、入学段階で保護者に伝える。2年目で未登録になるなど学びの継続が難しい場合は、不活性生として籍を置きつつも、地域の支援に繋げることを検討する。

#### ○特別な支援が必要な生徒

- ・生徒にとって自学自習のストレスが高すぎる場合、保護者に状況を伝え、別の進路を含め、早い段階での検討を進める。

#### ○心療科に通院歴のある生徒

- ・情報共有が必要な場合は、本人・保護者の了解のもと、ソーシャルワーカーが入って、病院と連携する。

#### ○進路指導上の工夫(進路方策としての進路未決定)

- ・令和4年度から学校設定教科「キャリア」での体系的なキャリア教育を実施している。
- ・アルバイトの継続や療養についても生徒の状態に合った選択であれば、卒業と進路決定を分け、就職や進学へ背中を押す動きはとらない。

(出典) <https://mitazono.myswan.ed.jp/>、および学校へのヒアリング

▶ 生徒同士、教員同士、教員と生徒が、学校での活動を通じて自然にコミュニケーションできる環境づくりを行う。また、入学時や夏休みに全生徒の学習や生活状況を把握し、校内で共有し個別指導につなげている。

### 学校の特徴や取組

#### ○学校の特徴

- ・生徒数132人。15～70歳台まで幅広い年齢層が在籍。
- ・全日制通信制の併置校。生徒会活動や部活動が盛んで、明るい校風。
- ・対人関係に課題を抱える生徒が、学校活動で人と関わり、居場所や安心感を得て、コミュニケーション力をつけるケースが多くある。
- ・副校長含め教員8名、非常勤は12名。その内、生徒指導を専門に担当する教員6名、養護教諭1名(看護師資格保有)、スクールカウンセラー1名、スクールソーシャルワーカー1名、特別支援教育コーディネーター1名、介助職員1名。

#### ○取組例

- ・入学者の前籍校を訪問する。また夏休みに全生徒・保護者と面談し、家庭環境を含めた状況把握を行う。
- ・英語と数学を中心に中学校レベルの内容を学習する講座を設定。
- ・観点別評価として、レポート提出状況や学習意欲、学校生活の様子を含め、主体的に学習に取り組む態度を評価を取り入れている。
- ・各教科担当による補助教材作成、民間の学習教材の利用。
- ・希望者に就職説明会、進学説明会を実施。取得単位でステージ1～3に分け、卒業に近いステージ3の生徒には、早い段階での活動を促す。

### 校内体制や学びの継続、進路指導上の工夫

#### ○校内体制の工夫

- ・毎週の連絡会や職員室でフランクに話をし、担任が抱え込まないような空気/環境づくり。
- ・配慮が必要な生徒について毎週の連絡会で共有し、必要に応じて医療機関や市町の福祉部門と連携。
- ・5クラス(1クラス26名程)の各担任が進路指導部長や生徒指導部長などの2分掌を受け持ち幅広い業務に対応。

#### ○学びの継続の工夫

- ・毎週2回個別指導日を設定し、希望者へ1対1の学習指導。一部の教科で単位が取得できない生徒に外部機関での学習支援を提案。
- ・希望者にはスクールカウンセラーとの面談や、ソーシャルスキルトレーニングを実施し、コミュニケーション力向上を図る。
- ・学校行事で30代、40代の生徒が若い生徒をリードしたり、生徒会で役割を得て心理的に立ち直り学校生活の継続に良い影響となるケースが多く見られる。生徒自身のペースで学校生活を送れるよう、ゆるやかに見守っている。

#### ○進路指導上の工夫

- ・全日制の進路部と連携し求人票などの情報共有。就職が決まらない生徒には、府の就職相談員からアドバイスが得られる。また生徒が希望すれば担任が会社訪問に同行する。
- ・社会経験を積む上でアルバイトを推奨、職場で必要とされることの多い自動車免許の取得を呼びかけ。

(出典)<https://www.kyoto-be.ne.jp/nishimaizuru-hs/>、および学校へのヒアリング



- ▶ 不登校生徒の援助を目的に設立した同校は、生徒が学校教育の中で癒され、自己肯定感や自尊感情を育むことを最も大切にしている。担任との週1回の面談を通じて、心の癒しから社会に出るに当たっての教育と訓練、との段階を追った指導を行っている。教員は臨床心理士など専門家から学ぶ機会を持ち、生徒との関わり方の質を向上するための体制が設けられている。

## 学校の特徴や取組

## ○沿革

- ・平成2年に不登校生徒の援助を目的とした福山教育相談所から始まる。生徒の話聞く中で、サボっている訳ではなく、学校へ行けない状況になっている事に気付き、まずは人間関係や学習を体験できる場所とした。
- ・高校を卒業したいという生徒に応えるため、限られた登校日数で単位が取れる通信制の学校法人を平成12年に設立。生徒が家から出る練習をしながら、卒業やその後の進路を目指すことを支援。

## ○概要、特徴

- ・生徒数518人。サポート校11校。
- ・通信制のデメリットを補うために、スクーリング日以外での自由登校が可能であり、面談や学習の場を作っている。面談は週1回、担任と1回40分、3年間継続的かつ一貫性をもって実施。基礎数学や英語、進学への個別指導コース（追加費用なし）を設定している。
- ・支援体制：生徒指導を専門に担当する教員3人、養護教諭2人、スクールカウンセラー1人、学習支援員8人、進路アドバイザー1人、スーパーバイザー1人、他。

## ○入学前の取組み

- ・校長が入学前に保護者全員と面談し、家庭や前籍校での生徒の状況のカルテを作成し、同校に合っているかを決めた後、生徒が学校見学をして入学を検討する。また、作成したカルテは入学後に教員に共有し支援方法の検討材料とする。

## 校内体制や学びの継続、進路指導上の工夫

## ○校内体制上の工夫

- ・週1回の面談は、担任が1人10～20人の生徒を担当し、関係を構築していく。希望者はスクールカウンセラーとの面談、心療科の通院歴がある生徒は必要に応じて病院連携を行う。
- ・教員は生徒との関わり方の質向上のため、臨床心理士や精神科医、養護教員等が集まる県の研究会で学ぶ。また、同会の臨床心理士の方が同校のスーパーバイザーとなり、面談の記録をもとにアドバイスする。
- ・地域の学校関係者や保護者、学生が参加する不登校研究会を学校主催し、地域で一つとなりより良い解決の方向性を検討する。

## ○学びの継続

- ・いじめで人間不信になり社会に出られない生徒に、先生が自分のことを理解しようとしている、との気持ちになってもらうことをまずは目指す。
- ・自分を出すことを恐れ授業に発言できない状態から、面談で自分の感じていることを言葉で表現できるよう練習し、主体的に動けるようにしてゆく。

## ○進路指導上の工夫

- ・3段階の指導として、心の癒し（傷つき体験の癒しと不安軽減）、教育（学習の機会から外れていた分や、対人関係の勉強）、訓練（社会に出るにあたっての課題克服の実践）と段階的に進める。

（出典）<https://www.tohrinkan.com/>、および学校へのヒアリング

# 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

令和6年度予算額（案） 0.7億円  
（前年度予算額 0.8億円）



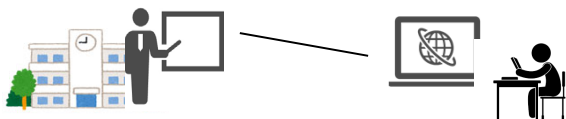
高等学校においては、不登校経験など、多様な背景を持つ生徒が在籍しており、その背景に応じた学びの充実が求められていることから、調査や実証研究により、高等学校における教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

## 不登校生徒等の学び充実支援策

### ① オンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究

全日制・定時制高校において、不登校傾向にある生徒が学びを継続できるよう、オンライン等も活用した、柔軟で質の高い学びを提供する事例の創出を行う。

対面とオンラインとのハイブリッドで授業を行う際のノウハウや、オンラインで参加する生徒、通信の方法（オンデマンド型）で学ぶ生徒への学習支援・学習評価の工夫等を整理し、不登校傾向のある生徒の学びの保障を目指す。



### ② 通信制高校の学び充実支援事業

不登校傾向の生徒が進学する選択肢である通信制高校において、社会的自立に必要な資質・能力が身に付けられるよう、生徒の状況に応じた支援を行いつつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの実現を目指す調査研究を実施する。

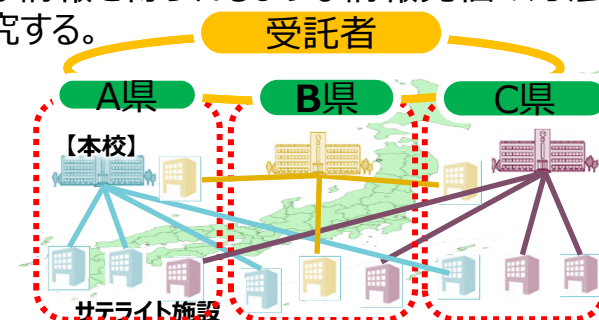
### ③ 多様な生徒が学ぶ高等学校の状況等に係る調査

多様な背景を抱える生徒の受入等に関する課題等に関する調査や、「高校生のための学びの基礎診断」の活用に係る調査研究を実施する。

### ④ 広域通信制高校の適切な指導監督・情報発信を通じた質保証

都道府県の区域を越えて活動するサテライト施設を含め、広域通信制高校への所轄庁による適切な指導監督の在り方を研究するとともに、都道府県の連携等を促す都道府県間プラットフォームを構築・運営する。

また、通信制高校の増加の背景やニーズの現状把握を踏まえた生徒や保護者等が適切な情報を得られるような情報発信の方法を研究する。



対象校種

国公立の高等学校等

委託先

- ①・② 国公立の高等学校等
- ③・④ 民間企業等

箇所数単価等

- ① 3箇所 約400万円（新規3箇所）
- ② 4箇所 約400万円（継続1箇所、新規3箇所）
- ③ 1箇所 約1,000万円
- ④ 2箇所 約2,000万円・約500万円

委託対象経費

- ① オンライン授業等に必要経費
- ② カリキュラム開発等に必要経費
- ③ 各種調査に必要経費
- ④ 点検調査やプラットフォーム構築等に必要経費

採択機関・対象校	採択年度	研究内容
北海道教育委員会 (有朋高等学校)	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな学びを創造するカリキュラム開発の研究 生徒個々が抱える様々な課題解決について、実施校・協力校の時間や場所を問わず、十分な教科指導・学習支援を受けることができる体制の強化・構築を目指す</li> <li>○ICTを活用した多様な学習指導方法の研究 広域分散型の学習環境におけるICTを活用した効果的かつ多様な学習指導等についての調査及び研究</li> </ul>
神奈川県 (横浜修悠館高等学校)	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別最適・協働的な学びの実現に向けた添削課題・面接指導の改善・工夫 探究的な学びを取り入れた添削課題の作成とオンライン化、スクーリングのオンライン配信と効果的な指導方法の検討</li> <li>○多様な背景を有する生徒への校内指導・支援体制の改善・普及 「横浜修悠館高校の学びのコミュニティプログラム」(学び直し・補習、外国籍生徒への学習支援・生活支援、自校通級・他校通級、進路体験活動の各プログラムの検証・改善・普及</li> <li>○生徒の実態に応じた指導・支援体制に向けた調査・分析</li> </ul>
学校法人NHK学園 (NHK学園高等学校)	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別カリキュラムと学習システムについて、評価と課題抽出 特別カリキュラム(「職業技術科目」、「総合セッション科目」、「生活実習」)及びネット学習システムについて生徒のニーズに合わせ改善する</li> <li>○協力校におけるライフデザインコースの課題抽出と改善策の検討 地域の学習環境に合わせた学習指導方法や、地域による特例的な措置等の可能性を探る</li> <li>○通信制高校における心理的・福祉的支援の在り方の検証 生徒の特性にあわせた連携モデルパターンを作る他、生徒支援にかかる専門職の導入を試みる</li> <li>○スクーリング改革と新科目開発によるカリキュラム刷新</li> </ul>
学校法人 早稲田大阪学園 (向陽台高等学校)	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○EdTech を活用した個別最適学習システムの開発と導入 生徒一人ひとりの学習進度や興味・関心、つまずきに合わせたオンライン学習システムを開発</li> <li>○異世代交流プログラムの設計と実施 地域の小中学生や、高齢者、社会人との交流機会を創出し、生徒のコミュニケーション能力と社会性を向上させる</li> <li>○「向陽台 GrowUpProgram」の開発と実践 EdTech による個別最適な学びと異世代交流を通じた協働的な学びを融合し、「主体的に自身のキャリアを考える力」を育むことを目標としたキャリア教育プログラムを開発</li> </ul>

# 令和6年度広域通信制高等学校に対する点検調査を通じて明らかになった 不適切な事案（概要）

## 1. 学校の管理運営に関する事項①

- ・ 教員数について、高等学校通信教育規程第5条第1項に規定する実施校に配置すべき教員の数を満たしていない事案。

※その大半が通信教育連携協力施設の職員を兼ねており、それらの者は当該施設の業務を主として担っているにも関わらず「主として実施校における通信制の課程の生徒の教育に従事する者」と認めていた。

- ・ 所轄庁の認可を受けておらず、学則に記載されていない施設において、面接指導等を行っている事案。
- ・ 面接指導等を実施しないにも関わらず、面接指導等実施施設として学則に記載されている事案。
- ・ 通信教育連携協力施設の定員について、生徒数が定員数を超えている事案。
- ・ 実施校及び面接指導等実施施設において、体育の実技、理科の実験、家庭科の実習等を行うことができる施設・設備を備えていない事案。
- ・ 実施校において行われるべき指導要録や推薦書の作成が、学習等支援施設で行われている事案。
- ・ 学習等支援施設の看板について当該施設が実施校であるかのような表記となっている事案。



# 令和6年度広域通信制高等学校に対する点検調査を通じて明らかになった 不適切な事案（概要）

## 1. 学校の管理運営に関する事項②

- ・ 学習等支援施設のパンフレットにおいて、実施校と通信教育連携協力施設の関係について両者が一体のものであると誤解を与えうるような表記がなされている事案。
- ・ 通信教育連携協力施設との連携協力関係について、実施校の校長が把握できていない事案。  
※面接指導等実施施設における面接指導の時間割や、添削指導、試験の実施状況を把握していない。
- ・ 高等学校通信教育規程第14条第1項の規定により、同項各号に掲げる情報について公表することが義務付けられている情報の一部が、公表されていない事案。
- ・ 学校評価について、自己評価を行っておらず、公表もしていない事案。
- ・ 通信教育実施計画について、高等学校通信教育規程第4条の3第1項各号に掲げる事項が記載されていない事案。

※添削課題の提出日や1年間のスクーリング計画等が示されておらず、総合的な探求の時間等の特定の科目の計画がない等。

# 令和6年度広域通信制高等学校に対する点検調査を通じて明らかになった 不適切な事案（概要）

## 2. 教育課程等に関する事項①

- ・ 体育の実技、理科の実験、家庭科の実習等を面接指導において一切行っていない事案。
- ・ カレーライス作りやいちご狩り、文楽鑑賞等の体験活動のみをもって各科目の面接指導として単位認定を行っている事案。
- ・ 40人を超える生徒が同時に面接指導を受講する事案。
- ・ 集中スクーリングの日程について、1日当たり9単位時間で設定する等、きわめて長時間にわたるものとなっている事案。
- ・ 添削課題と試験問題が全く同じ内容である事案。
- ・ 試験問題が前年度と全く同じ内容である事案。
- ・ 添削課題への回答時間が5秒等、短時間で回答できるような内容で構成されている事案。
- ・ 添削指導を完了していない状況で、集中スクーリングの期間中に単位認定試験を実施している事案。

# 令和6年度広域通信制高等学校に対する点検調査を通じて明らかになった 不適切な事案（概要）

## 2. 教育課程等に関する事項②

- ・ 添削課題において講師の氏名や講座の名称を記載するのみの内容や、簡単な感想を記載するのみの内容で構成されている事案。
- ・ 全生徒に対し、ほぼすべての教科・科目の面接指導の時間数を10分の8まで減免している事案。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習の成果確認の方法が、生徒に簡単な要点や感想・自由記述を書かせるのみとなっており生徒の学習内容の定着状況を把握する上で不十分である事案。
- ・ 多様なメディアを利用した学習の視聴報告書の評価について、スタンプの押印のみで評価としている事案。
- ・ 総合的な探究の時間の内容について、コミュニケーションスキルの向上という、要素的な「知識及び技能」の習得のみに終止する内容となっている事案。
- ・ 特別活動について、卒業までに30単位時間以上を実施していない事案。

## 2. 文部科学省の取組について





# 通信制高等学校の質の確保・向上に関する文部科学省の取組①

## 【平成27年度】

- ・ ウィッツ青山学園高等学校による高等学校等就学支援金の不正受給事案の発覚(12月)
- ・ 文部科学省において「広域通信制高校の教育運営改善緊急タスクフォース」の設置(12月)
- ・ 「広域通信制高校に関する集中改革プログラム」の策定(3月)

## 【平成28年度】

- ・ 「広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」の設置(6月)
- ・ 「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン(以下、ガイドライン)」の策定、通知(9月)
- ・ 広域通信制高校に対する国と所轄庁による共同での点検調査の開始(2月)

## 【平成29年度】

- ・ 「高等学校通信教育の質の確保・向上方策について」(広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 審議まとめ)(7月)
- ・ 「ガイドライン」の改訂、学習指導要領の改訂【メディア減免について配慮事項の明確化】、学校教育法施行規則の改正【面接指導施設等を学則記載事項に追加】(平成30年4月1日施行 施行日以後、平成31年4月1日まで経過措置期間)(3月)
- ・ 広域通信制高等学校の面接指導等実施施設に係る学則認可にあたって参照すべき指針の策定(3月)
- ・ 高等学校通信教育の質の確保・向上のための指導監督マニュアルの策定、所轄庁に郵送(3月)

## 【平成30年度】

- ・ 私立大学等経常費補助金(私立高等学校等経常費補助)取扱要領の見直し【違法・不適切な学校運営等があった場合に経常費補助を減額して交付することができる仕組みを設定】(1月)

## 【令和元年度】

- ・ 「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」の設置(10月)

## 【令和2年度】

- ・ 中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」答申(1月)
- ・ 「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 審議まとめ」(2月)

## 通信制高等学校の質の確保・向上に関する文部科学省の取組②

### 【令和2年度】(つづき)

- ・ 学校教育法施行規則の改正、高等学校通信教育規程の改正【通信教育実施計画の策定・明示、サテライト施設ごとの定員の設定、教育水準の確保のために実施校と同程度の教育環境が備えられるよう規定を追加、教員・生徒・教育課程・施設設備等に関する学校の基本情報の公表を義務化】、学習指導要領の改訂、「ガイドライン」の改訂(3月)

### 【令和3年度】

- ・ 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議」の設置(9月)

### 【令和4年度】

- ・ 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議 審議まとめ」(8月)
- ・ 合同点検調査による所轄庁間の連携協力に向けた事務契約書(案)作成、合同点検調査実施(11月)
- ・ 高等学校通信教育規程の改正【少なくとも生徒数80人当たり教諭等が1名以上必要と規定、通信制課程の規模の下限規定撤廃】(令和5年4月1日施行 令和7年3月31日まで経過措置期間あり)(12月)
- ・ 所轄庁向けの広域通信制高校のサテライト施設の最新情報や指導監督のためのノウハウの共有、データの共有を行うための都道府県間プラットフォームの構築を予算事業にて実施(12月)
- ・ 「ガイドライン」の改訂(2月)

### 【令和5年度】

- ・ 「高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ」(8月)
- ・ 通信制課程に係る私立高等学校の認可基準(標準例)の策定(11月)

### 【令和6年度】

- ・ 中学校等の教職員や生徒・保護者等が通信制課程の制度や特徴などを正しく理解できるようにするためのウェブサイト構築に向けた委託調査事業を実施
- ・ 各校において関係法令・ガイドラインで定める内容を実施できているか確認するための「自己点検チェックシート(仮称)」の試行実施
- ・ 各所轄庁の認可状況等にかかる調査を実施、各学校・通信教育連携協力施設毎の実員数について調査を実施

# 通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）（令和5年11月策定）

## 背景・目的

- 令和4年8月29日に取りまとめられた「「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）」等を踏まえ、高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示すため策定した。所轄庁において基準を策定する際は、本標準例に記載されていない事項も含めて適切に定めることが必要。
- 所轄庁は、認可後においても、関係法令や「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月策定。令和5年2月一部改訂。）等を踏まえて、実施校・通信教育連携協力施設の実態把握・指導監督を適切に行うことが必要。

## 主な内容（以下のうち※の記載は通知の際の留意事項）

### [ 1 ] 立地条件等に関すること

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。

### [ 2 ] 名称に関すること

- 1 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同じ又は紛らわしいものでないこと。
- 2 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。

### [ 3 ] 規模に関すること

- 1 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意している指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。
- 3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

### [ 4 ] 通信教育を行う区域に関すること

- 1 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。
- 2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。  
※実施校の設置者が通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合も同様に、当該都道府県の意向を考慮すべきである。

### [ 5 ] 教職員組織に関すること

- 1 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。 ※学校では教育をつかさどる職員として教諭を専任で置くことが原則であり、助教諭又は講師に代えることは、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限られるものであること、また、他校教員との兼務は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他校の協力を求める場合など、教育上必要と認められる場合に行われるものであることに十分留意する必要がある。
- 2 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。
- 5 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

# 通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）（令和5年11月策定）

## 〔6〕施設及び設備に関すること

- 1 実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。
- 2 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

## 〔7〕通信教育連携協力施設に関すること

- 3 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。
- 4 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。
- 6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。  
※認可時だけでなく、当該通信教育連携協力施設を設けた後も、引き続き当該基準を参酌し、適切な維持管理に努めるべきである。
- 9 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。
- 11 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

## 〔8〕通信教育の方法等に関すること

- 1 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。
- 2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。
  - （1）添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。
  - （2）各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。
  - （3）添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
  - （4）面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。
  - （5）通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

## 〔9〕その他

- 1 実施校は、いじめ防止対策推進法第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。
- 2 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。



## [2]名称に関すること

Q1. 学科等の名称が全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるとあるが、どのようなものが想定されるか。([2]2)

A 1. 学科「等」にはコース名を含むことを想定しており、「週5日登校」等、全日制又は定時制を想起させるような表現が含まれる等、生徒や保護者に誤解を与える余地のある内容は不適切であると考える。

### [3]規模に関すること

Q2. 実施校の収容定員に関する要件についてどのように考えればよいか。([3]1)

A2. 今般の高等学校通信教育規程の改正にあたり、「実施校における通信制の課程に係る収容定員は、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえて適切に定めるものとする（第4条）」「実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数について、五又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする（第5条）」としたとおりであり、適切な教育環境を確保するため、今後、所轄庁においては、全国的な少子化の状況を鑑みながら、見込まれる入学生徒数の動向と、その時点において学校が用意している指導体制、施設設備を踏まえた適切な定員設定となっていることを確認した上での設置認可をお願いしたい。

### [3]規模に関すること

Q3. 「通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならないこと」とあるが、どのような意味か。([3]2)

A3. 例えば、実施校の通信制課程の収容定員が500人であるにもかかわらず、通信教育連携協力施設の定員を600人と定めることは実施校の収容定員を超過する余地があり不適切である。また、通信教育連携協力施設ごとの定員の総和も、原則として、実施校の通信制課程に係る収容定員の範囲内（本問の場合500人）に収まるものでなければならない（※）。

これは、実施校の総収容定員をめぐって通信教育連携協力施設同士で影響し合うことを防ぐものでもある。（例えば、本問の場合面接指導実施施設A、Bそれぞれが400人の定員としていた場合、施設Aが400人を受入れると、施設Bは100人までしか受入れることが出来なくなる。）

※ 一人の生徒が複数の施設を利用する場合（例えば、面接指導を施設C、試験を施設Dで実施等）等の例外も想定されるが、当該場合も、運用を十分に確認し適切に認可する必要があると考える。また、学則の記載方法を工夫する他、定員管理が適切になされているか一層確認することが求められる。

[4]通信教育を行う区域に関すること

[7]通信教育連携協力施設に関すること

Q4. 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合や通信教育連携協力施設を設ける場合に行う、当該区域に属する都道府県の意向確認はどのように行うことを想定しているか。([4]2、[7]6)

A4. 原則として設置者において、新たに通信教育区域に追加したり、通信教育連携協力施設を設けたりすることとなる都道府県の意向を文書で照会すること等が想定される。ただし、状況によっては所轄庁が照会等を行うことも考えられる。



#### [4]通信教育を行う区域に関すること

Q5. 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合の、当該区域に属する都道府県の意向確認は各都道府県の意向確認は設置者が行ったうえで教育区域に加えるかどうかを考慮するということになるか。また、各都道府県の意向をどの程度考慮することが適当であるかは所轄庁が判断するということによいか。([4]2)

A5. 各都道府県の意向確認は原則、設置者が行ったうえで、得られた各都道府県の意向も踏まえて私学審議会で議論いただき、所轄庁において判断いただくことになる。所轄庁においては、都道府県の意向は勿論、所轄庁の指導監督体制の状況等も踏まえ、総合的に判断していただく必要があると考える。設置者の意向と確認を行った都道府県の意向が異なる場合、設置者より改めて根拠資料の提出を適宜求めることも想定される。

## [5]教職員組織に関すること

Q6. 実施校における通信制の課程に係る教諭等の数を算定するにあたっての「教諭」はどのように考えればよいか。([5]1)

A6. 前提として、「教諭」は「児童（生徒）の教育をつかさどる」とされ、その性質から公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律においても常勤職員として雇用された者を基本として基準が設定されているものであり、高等学校通信教育規程の第5条に規定する「教諭」も基本的には常勤職員を想定している。これを同条第2項に規定のとおり「特別な事情があり、かつ教育上の支障がない場合」に限り、助教諭及び講師（学校教育法施行規則第64条により常時勤務に服しないことができる）に代えることができるとしている。

また、高等学校通信教育規程第5条第3項において、「実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。」と規定しているが、同条第1項の教諭の数等の算定にあっては、4文科初第2033号において「主として実施校における通信制の課程の生徒の教育に従事する者を対象とすべき」としているとおりである。したがって、例えば実施校の業務を3割、学習等支援施設の業務を7割といった割合で勤務している教諭については、実施校の教諭として算定することは適切ではないと考える。

## [5]教職員組織に関すること

Q7. 「教諭は特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ」とあるが、この特別な事情として具体的に想定されるものは何か。([5]1)

A7. 例えば、地域的な事情により教諭を採用することが困難な場合、特色ある学校設定教科・科目を開設する上で地域の人材を講師として活用する場合などが想定される。

## [7]通信教育連携協力施設に関すること

Q8. 実施校の設置者が通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合の、当該都道府県知事の定める高等学校通信制課程の設置認可基準の参酌については、設置認可の際のみの確認でよいのか。([7]6)

A8. 高等学校通信教育規程第10条の2第3項においても、「実施校の設置者は（略）通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育前二項の基準に適合することについて、確認を行うものとする」と規定しているが、「通信教育連携協力施設を設ける場合」とは、2文科初第2124号において「新たな通信教育連携協力施設の設置と設置後の維持運営を併せ持つ意味である」としており、設置後においても同様に確認を行い、適切に維持管理を行っていく必要がある。

## [8]通信教育の方法等に関すること

Q9. 通信教育の方法にかかる体制についてどのような資料を確認すればよいか。([8]2)

A9. 例えば、以下の資料が考えられる。

- ・学則
- ・校内規定
- ・開設科目及び履修生徒一覧
- ・通信教育実施計画
- ・年間指導計画
- ・各教科科目添削課題サンプル
- ・スクーリング時間割(本校・面接指導等実施施設)
- ・多様なメディアを利用した学習に関する内規
- ・多様なメディアを利用した学習 報告書見本、報告課題サンプル
- ・各教科・科目の試験問題
- ・成績評価基準

### 3. 令和7年度概算要求について

# 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

令和7年度要求・要望額  
(前年度予算額)

1.1億円  
0.7億円) 文部科学省

高等学校においては、不登校経験など、多様な背景を有する生徒が在籍しており、その背景に応じた学びの充実が求められていることから、調査や実証研究等により、高等学校における教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

## 不登校生徒等の学び充実支援策

### ① オンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究

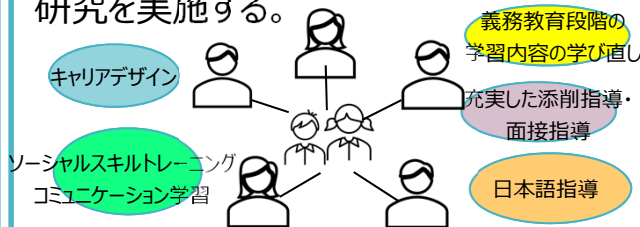
全日制・定時制高校において、不登校傾向にある生徒が学びを継続できるよう、オンライン等も活用した、柔軟で質の高い学びを提供する際のノウハウや学習支援・評価の工夫等を整理し、新たな事例の創出を行う。

### ③ 多様な生徒が学ぶ高等学校の状況等に係る調査

多様な背景を有する生徒の受入等に関する課題等に関する調査や、「高校生のための学びの基礎診断」の活用に係る調査研究を実施する。

### ② 定時制・通信制高等学校の学び充実支援事業

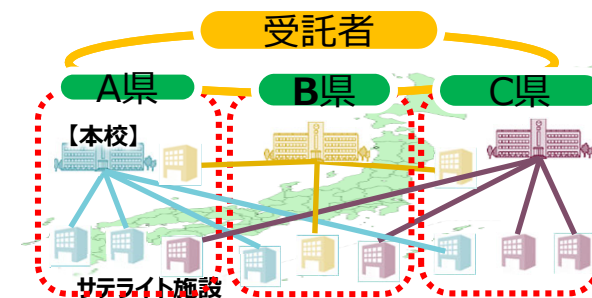
不登校経験など多様な背景を有する生徒が進学する選択肢である定時制・通信制高校において、社会的自立に必要な資質・能力が身に付けられるよう、生徒の状況に応じて卒業後の進路を見据えた支援を行うとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの実現を目指す調査研究を実施する。



### ④ 広域通信制高等学校の適切な指導監督・情報発信を通じた質保証

都道府県の区域を越えて活動するサテライト施設を含め、広域通信制高校への所轄庁による適切な指導監督の在り方を研究するとともに、都道府県の連携等を促す都道府県間プラットフォームを構築・運営する。

また、通信制高校の増加の背景やニーズの現状把握を踏まえた生徒や保護者等が適切な情報を得られるよう、情報発信を行う。



対象校種

国公立の高等学校等

委託先

- ①・② 国公立の高等学校等
- ③・④ 民間企業等

箇所数単価等

- ① 4箇所 約400万円 (継続2、新規2)
- ② 7箇所 約400万円 (継続4)、約500万円 (新規3)
- ③ 1箇所 約1,000万円
- ④ 2箇所 約2,000万円・約2,000万円

委託対象経費

- ① オンライン授業等に必要経費
- ② カリキュラム開発等に必要経費
- ③ 各種調査に必要経費
- ④ 点検調査やプラットフォーム構築等に必要経費